

岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 介護予防訪問介護相当サービス（第4条）
- 第3章 訪問型サービスA
 - 第1節 基本方針（第5条）
 - 第2節 人員に関する基準（第6条～第7条の2）
 - 第3節 設備に関する基準（第8条）
 - 第4節 運営に関する基準（第9条～第32条）
- 第4章 介護予防通所介護相当サービス（第33条）
- 第5章 通所型サービスA
 - 第1節 基本方針（第34条）
 - 第2節 人員に関する基準（第35条・第36条）
 - 第3節 設備に関する基準（第37条）
 - 第4節 運営に関する基準（第38条～第44条）
- 第6章 雑則（第45条・第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する第1号訪問型事業及び第1号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条による改正前

の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護相当のものとして、この要綱により定められるサービスをいう。

(2) 訪問型サービスA 法第115条の45第1項第1号イに規定する訪問型サービスのうち緩和した基準によるものをいう。

(3) 介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する通所型サービスのうち整備法第5条による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当のものとして、この要綱により定められるサービスをいう。

(4) 通所型サービスA 法第115条の45第1項第1号ロに規定する通所型サービスのうち緩和した基準によるものをいう。

(5) 常勤換算方法 当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従事者の員数を常勤の従事者の員数で換算する方法をいう。

(事業の一般原則)

第3条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 介護予防訪問介護相当サービス

(基準)

第4条 介護予防訪問介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）（介護予防訪問介護に係る部分に限る。）及び介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）の例によるものとする。

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針

第5条 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅に

において、状態等を踏まえながら住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 2 訪問型サービスAの事業を行う者（以下この章において「事業者」という。）は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従事者の員数）

第6条 事業者が当該事業を行う事業ごとに置くべき従業者（訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士、介護職員初任者研修等終了者又は市長が指定する研修受講者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 事業者は、事業所ごとに、従業者のうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。
- 3 前項の訪問事業責任者は、介護福祉士、介護職員初任者研修等終了者又は市長が指定する研修受講者であって、訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等に従事することができる。
- 4 事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護事業又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（訪問事業責任者）

第7条の2 事業者の訪問事業責任者は、地域包括支援センター等に対し、

訪問型サービスAの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第8条 事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

- 2 事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を受け、かつ、訪問型サービスAの事業と指定訪問介護事業又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業とが同一事業所において一体的に運営される場合については、それぞれの設備の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(個別計画の作成)

第9条 訪問事業責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA個別サービス計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電子通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記憶媒体をいう。）をもって調整するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
 - 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
 - 5 事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
 - 6 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾を得た場合は、

この限りでない。

(受給資格等の確認)

第11条 事業者は、訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要支援認定等の有無並びに要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

(心身の状況等の把握)

第12条 事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第13条 事業者は、訪問型サービスAを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 事業者は、訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防ケアプラン等に沿ったサービスの提供)

第14条 事業者は、介護予防ケアプラン等が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

(介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第15条 事業者は、利用者が介護予防ケアプラン等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第16条 事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第17条 事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、当該訪問型サービスAの提供日及び内容、当該訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける同条第

2項に規定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第18条 事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3の規定により訪問型サービスAに係る第1号事業支給費が利用者に代わり事業者を支払われる場合の当該訪問型サービスAをいう。以下この章において同じ。）に該当する訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料（訪問型サービスAに係る第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。）の一部として、当該訪問型サービスAの事業に要する費用の額から当該事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAの事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスAを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（証明書の交付）

第19条 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（同居家族に対するサービスの提供の禁止）

第20条 事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する訪

問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第21条 事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、支援の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態等となったとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第22条 従業者は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第23条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他の運営に関する重要事項

(ハラスメントの防止)

第23条の2 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第23条の3 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者

対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第24条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検査検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第24条の2 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第24条の3 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に

掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
（身体的拘束等の禁止）

第24条の4 訪問型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
（秘密保持等）

第25条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかななければならない。
（地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止等）

第26条 事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業者は、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。）及びケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社

会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（苦情処理）

第27条 事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、法第115条の45の7の規定により市長が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第28条 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問型サービスAに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者

に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供による事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第30条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問型サービスA個別サービス計画

(2) 第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第24条の4の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第21条に規定する市への通知に係る記録

(5) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(サービス提供に当たっての留意点)

第31条 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効果的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自らの家事

等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用可能性についても考慮しなければならないこと。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第32条 事業者は、当該訪問型サービスAの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に訪問型サービスAを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問型サービスAを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスAに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービスAが継続的に提供されるよう、介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等、他の訪問型サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第4章 介護予防通所介護相当サービス

(基準)

第33条 介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(介護予防通所介護に係る部分に限る。)及び介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例によるものとする。

第5章 通所型サービスA

第1節 基本方針

第34条 通所型サービスAの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その状態等を踏まえながら、他者との交流や自立支援に資する通所サービスを提供すること

により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- 2 事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第35条 通所型サービスAの事業を行う者（以下この章において「事業者」という。）が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、通所型サービスAの単位（当該通所型サービスAの提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごとに、専ら当該サービス提供に当たる従事者が1以上、利用者数が15人を超える場合にあっては当該専ら当該サービスに当たる従業者に加えて、当該利用者の数に応じて必要と認められる数とする。

- 2 前項の規定に基づき利用者の数が15人を超える場合において加える従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスの単位の従事者として従事することができるものとする。

- 3 事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護事業又は指定介護予防通所介護相当サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員の基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第36条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第37条 事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるものとし、その面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とするほか、通所型サービスAの提供に必要な設備及び備

品を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第38条 事業者は、法定代理受領サービス（法第115条の45の3の規定により通所型サービスAに係る第1号事業支給費が利用者に代わり事業者を支払われる場合の当該通所型サービスAをいう。以下この章において同じ。）に該当する通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料（通所型サービスAに係る第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。）の一部として、当該訪問型サービスAの事業に要する費用の額から当該事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスAの事業に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 事業者は、前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第39条 事業者は、事業ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

- (4) 通所型サービスAの利用定員
- (5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他の運営に関する重要事項
(認知症に係る基礎的な研修の受講)

第39条の2 事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第40条 事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第41条 事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(地域との連携)

第41条の2 その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(衛生管理等)

第42条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第43条 事業所の管理者は、通所型サービスA個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

2 事業所の管理者は、通所型サービスA個別サービス計画を作成した際には、当該通所型サービスA個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。

3 事業所の管理者は、通所型サービスA個別サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスA個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該通所型サービスA個別サービス計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA個別サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行うものとする。

4 事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

5 事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA個別サービス計画の変更を行うものとする。

(準用)

第44条 第9条から第15条まで、第17条、第19条、第21条、第22条、第23条の2、第23条の3、第24条第3項、第24条の2から第25条まで、第26条第1項、第27条から第30条まで及び第32条の規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、第9条中「訪問事業責任者」とあるのは「事業所の管理者」と、第10条第1項中「第23条」とあるのは「第39条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第45条 訪問型サービスAの事業を行う者及び通所型サービスAの事業を行う者(次項において「事業者」という。)は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、

副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)によることができる。

(雑則)

第46条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、この要綱による改正後の岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(以下「新要綱」という。)第24条の3(新要綱第44条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新要綱第24条の3中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新要綱第23条及び第39条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第23条の3（新要綱第44条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第23条の3第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第24条第3項（新要綱第44条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱第24条第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、新要綱第39条の2第1項の規定の適用については、新要綱第39条の2第1項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。